



平成 26 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 ク ル ー ズ 株 式 会 社  
 (コード番号 2138：東証 JASDAQ スタンダード)  
 所 在 地 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号  
 六 本 木 ヒ ル ズ 森 タ ワ ー  
 代 表 者 代表取締役社長 小 淵 宏 二  
 問 合 せ 先 経営戦略本部担当執行役員 稲 垣 佑 介  
 電 話 番 号 (03) 5786-7080

### 第 11 回新株予約権（第三者割当て）の発行及び第三者割当て契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 8 日開催の取締役会により、第 11 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本件第三者割当て」といいます。）及び UBS AG London Branch（以下「UBS」又は「割当予定先」といいます。）との間で、本新株予約権にかかる第三者割当て契約（以下「第三者割当て契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 26 年 12 月 25 日(木)
(2) 発行新株予約権数	6,409 個
(3) 発 行 価 額 ( 払 込 金 額 )	新株予約権 1 個当たり、平成26年12月 9 日から平成26年12月22日までの各取引日において、株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）の単純平均値（ただし、VWAPが算出されない日は除きます。）の93.5%相当額から 1 円を差し引いた値に100を乗じた金額（1 円未満端数切捨て）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	640,900株（新株予約権 1 個につき100株） 本新株予約権の行使に際して交付する株式において、当社は保有する自己株式を交付する予定です。
(5) 資 金 調 達 の 額	平成 26 年 12 月 22 日に、発行価額に 100 円を加えた額に新株予約権の個数を乗じた金額により決定される予定です。（注）
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 1 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当ての方法により、UBS AG London Branch に全て割り当てます。
(8) そ の 他	① 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日から 4 取引日以内に割当予定先に対して本新株予約権の取得を通知することができます。取得日は通知日から 2 週間以上後の日とし、当社株式の時価に基づき決定される金額で全部を取得することができます。 ② 強制行使 割当予定先は、①の取得通知を受領していない限り、原則として、本新株予約権の割当日から 6 取引日目の日に本新株予約権を全部行使するものとします。 ③ 譲渡制限 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡することはできません。 ④ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 (詳細については、後記「3. (1) 資金調達方法の概要」をご参照ください。)

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(新株予約権1個につき100円)の総額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。また、当社が本新株予約権を取得・消却した場合には、資金調達の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

当社グループの事業領域であるソーシャルゲーム市場は、急速に拡大し、スマートフォンゲームを対象とした国内市場は、平成24年に3,072億円、平成25年は5,468億円、平成26年は6,584億円(予測)と、今後も継続した拡大が見込まれており(注1)、世界市場では平成29年に1兆7,000億円規模に拡大することが予想されております(注2)。加えて、もう一つの事業領域であるEコマース市場の市場規模につきましても、日本国内で平成25年度に11.5兆円、平成30年度が20.8兆円と、年平均成長率が12.6%で推移すると予想されています(注3)。

そのような状況の中、当社グループにおきましては、平成24年10月に「アヴァロンの騎士」、同年12月に「HUNTER×HUNTER バトルコレクション」と、ヒット作を立て続けにリリースしたことで、国内トップクラスのブラウザゲームメーカーの地位を確立してまいりました。また、平成26年からApp Store、Google Play向けネイティブゲームの配信を開始し、日本を含む世界に展開しております。ネイティブゲーム開発当初は、想定よりも多くの開発コスト及び期間を費やしてまいりましたが、現在までに複数本のネイティブゲームを開発・リリースしてきたことで、多くの経験を積むことができ、ネイティブゲーム開発当初と比較して、労務費や外注費などの開発コスト及び期間を大幅に効率化して、新しい開発ラインの創出を実現しております。具体的な施策としては、ブラウザゲームにかかるコスト、主に労務費や外注費をブラウザゲームの売上規模に応じて適正化を図り、利益を確保し、ネイティブゲームについてはブラウザゲームで複数のヒットタイトルを生み出してきた実績を基に、RPG(ロールプレイングゲーム)をリリースする予定であり、現在、複数の新規タイトルの開発を行っています。こうした中、今後ネイティブゲームのラインナップを拡充し、更なる成長を実現していくためには、ネイティブゲームの開発ラインを複数本同時期に、且つ、より安定的に運用していくことが重要であり、事業から創出されるキャッシュフローに加えて、資金調達を実施することで財務面の充実を図る必要があると考えております。

また、もう一つの主力事業であるインターネットコマース事業においては、平成24年7月にサービスを開始して、初年度売上は約20億円、次年度は約65億円と1年で3.3倍に急拡大を遂げているファストファッション通販「SHOPLIST.com by CROOZ」(以下「SHOPLIST」といいます。)の成長を更に加速させるため、引き続き商品数とジャンルの拡大、物流とプロモーションを強化してまいります。このような取り組みの中、平成27年3月期第2四半期は四半期過去最高となる23億円を超える取扱高を記録し、前年同四半期取扱高約17億円の1.4倍となりました。また、平成26年10月以降には、新規ユーザーの獲得及びアプローチを目的としたテレビCM等のプロモーション強化や、「SHOPLIST」と「CROOZblog」のユーザー資産に向けて新しい価値を提供する2つの新規サービス、ラグジュアリーブランドのユーズドアイテムを取扱う「Reward by CROOZ」、誰でも簡単にユーザー同士で売買できるフリマアプリ「Dealing」をリリースしています。インターネットコマース事業については、事業から十分なキャッシュフローが創出されておりますので、こうした積極的なサービス展開における事業投資はそのキャッシュフローの範囲内で行っております。

このような状況を総合的に勘案して、今般当社は、ソーシャルゲーム事業において中長期の事業成長を見据えたソーシャルゲーム開発への積極投資を行っていくことを目的に、発行当初より資金調達が可能となる本スキームによる新株予約権を発行することにいたしました。

なお、平成26年3月に、各事業又は新規事業におけるM&A及び知的財産権の取得等のための将来的な資金調達を目的として、第9回及び第10回新株予約権(以下「前回新株予約権」といいます。)を発行しておりますが、現在までのところ、当社株価は前回新株予約権の行使価額の水準には至っておりません。この点、①本新株予約権の資金使途はソーシャルゲームの開発費用であり、前回新株予約権の資金使途とは異なること、かつ②前回新株予約権は将来、事業が大きく成長する過程の中で、M&A及び知的財産権の取得等を行う際に必要な資金を機動的に調達することが可能であることから、本新株予約権の発行にあたり、前回新株予約権については取得・消却せず、維持することといたしました。

(注1) 株式会社CyberZ及び株式会社シード・プランニングの共同調査情報を基に記載しております。

(注2) International Data Corporationの調査を基に記載しております。

(注3) 野村総合研究所の調査を基に記載しております。

## 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

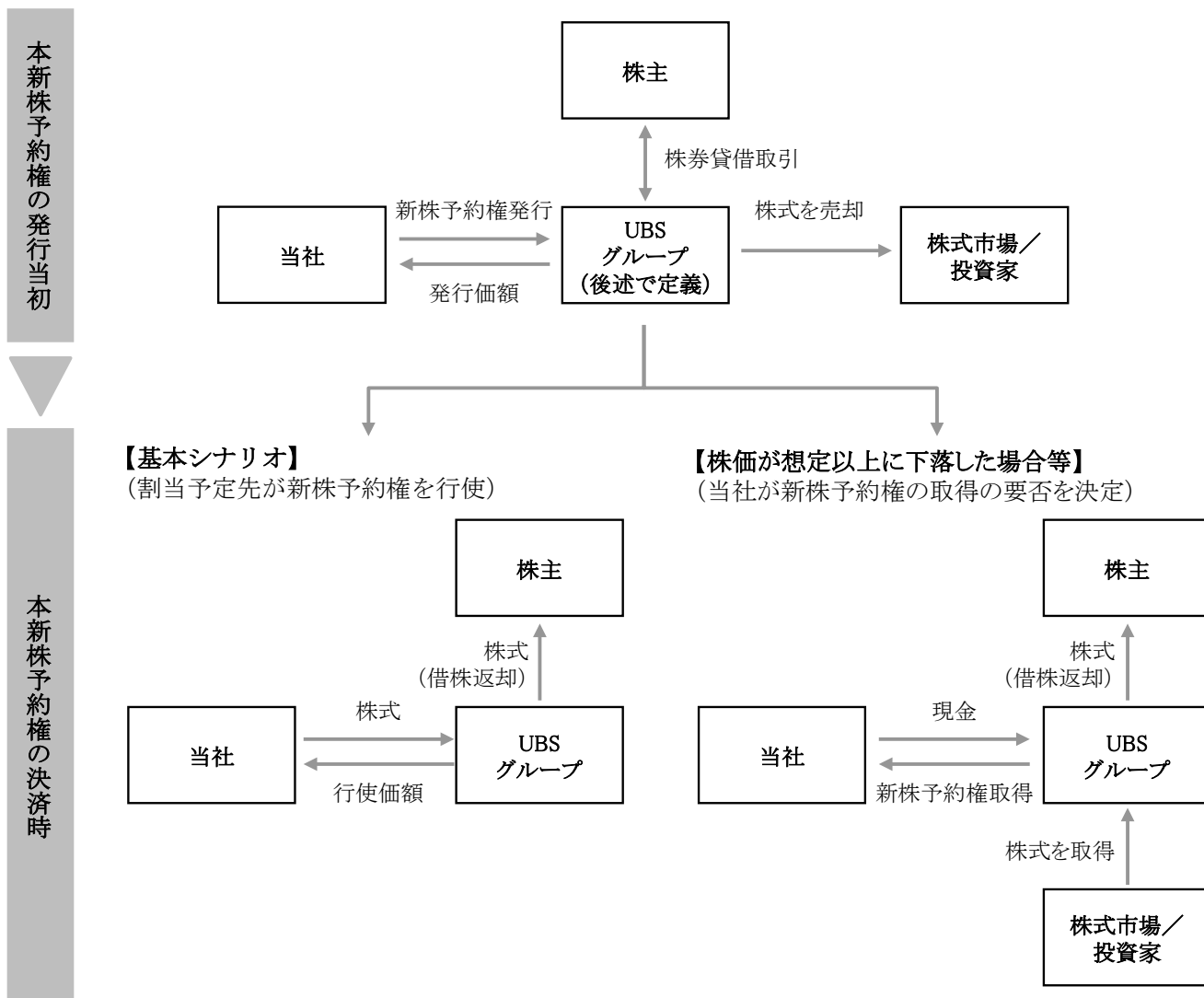
### (1) 資金調達手法の概要

(本スキームの特徴)

今回の資金調達手法は、新株予約権の発行ではあるものの、発行時において株式を発行するのと同等の資金

調達を実現することが可能なスキーム（以下「本スキーム」といいます。）です。本スキームは新株予約権を活用することで、2～3週間という短期間で資金調達を実現するものとなっております。

本スキームの特徴は以下の図に記載のとおりです。



- ① 本スキームのコンセプトは、将来の株式発行条件を事前に確定した上で、取引時点で株式を直ちに発行することなく、取引の相手方から事前に資金を調達する経済効果を実現するものです。資金調達額は予め決定された将来に発行される可能性のある株式の発行価額及び発行数量に基づき、現在の株価水準を基に決定されます。
- ② 具体的には、割当予定先と第三者割当て契約を締結し、当社株式 640,900 株を対象とする行使価額 1 円の新株予約権を当社株式の時価から一定のディスカウントを行った価額で割当予定先に発行します。新株予約権の発行価額としての払込相当額は、当社の貸借対照表上、新株予約権の発行時より純資産として計上されます。
- ③ 割当予定先は、当社から取得通知を受領していない限り、原則として、新株予約権の割当日から 6 取引日目の日に新株予約権を全部行使するものとし、新株予約権の行使により自己株式を交付した場合、自己株式処分差益がその他資本剰余金に計上されます。
- ④ 本スキームに関連して、当社役員が割当予定先の関係会社である UBS 証券株式会社に対し、当社普通株式 640,900 株の株券貸借を行う予定です。割当予定先は、割当てられる新株予約権の株価変動リスクをヘッジする観点から、上記の株券貸借取引により UBS 証券株式会社を介して調達した株式を、発行決議直後の一定期間に市場等で売却する予定です。これにより、当該期間中に一定の売り圧力が市場に生じ、当社普通株式の株価の下落が生じ得るというデメリットがありえます。しかしながら、割当予定先は、市場動向を勘案しながら当社普通株式を売却する方針であり、新株予約権の目的である当社普通株式数 640,900 株に対し、当社普通株式の過去 3 か月における 1 日当たり平均出来高は約 607,450 株であり、一定の流動性を有していること、またヘッジ取引による市場売却を行う場合の当社株価への影響を抑え

るため、割当予定先に対して各取引日に市場売却できる数量を1日の出来高の一定の割合までに制限することを第三者割当て契約の中で課していることから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込んでおります。また、割当予定先にとって本新株予約権は、株価の下落によって割当予定先が享受する収益が増える仕組みにはなっていないため、ヘッジ取引による市場売却を行う場合にも意図的に株価を下げるインセンティブはないものと認識しております。

- ⑤ 本新株予約権には、本新株予約権の割当日までの間に想定以上に株価が下落した等の不測の事態に備え、本新株予約権を取得・消却することが可能な取得条項がついております。当該取得条項を行使することにより、当社は、本新株予約権の割当日から4取引日以内に割当予定先に対して本新株予約権の取得を通知することができ、当該通知により当社は新株予約権を当社普通株式の時価相当額で取得することが可能です。新株予約権の時価は当社株価にほぼ連動するため、当初時点と比較して株価が上昇した場合の取得価額は発行価額と比較して高くなり、株価が下落した場合の取得価額は発行価額と比較して低くなります。その場合、取得時の時価と発行価額の差額は当社の損益計算書上、新株予約権の取得時より特別損益として計上されます。なお、当社が本新株予約権の取得を行う場合、UBS証券株式会社が当社役員に、株券貸借取引に基づき貸借された株式の返却を行うために、割当予定先は取得日直前の一定期間に市場等で買付けを行う予定です。当該取引において市場買付を行う場合の当社への株価への影響を抑えるため、割当予定先に対して各取引日に市場買付できる数量を1日の出来高の一定割合までに制限することを第三者割当て契約の中で課しております。

#### (本新株予約権の商品性)

- ① 当社株式の時価に基づいて設定される新株予約権の払込金額
- 本新株予約権の払込金額は、発行決議日直後の一定期間における各取引日のVWAPの単純平均に基づき決定されます。当該払込金額は本新株予約権の割当日に割当予定先より払い込まれる金額であることから、当社は新株予約権の発行当初に資金を調達することができます。
  - 払込金額の決定方法につきましては、別添の発行要項第9項をご参照ください。
- ② 新株予約権の行使価額
- 本新株予約権の行使価額は1円に設定されております。この結果、本新株予約権の行使による資金調達額は僅少な額に留まることから、本新株予約権発行に基づく資金調達は、新株予約権発行時における株式発行による資金調達とほぼ同等の経済効果を得ることが可能になっております。なお、本新株予約権に行使価額の修正条項は付されておられません。
- ③ 新株予約権の取得条項
- 当社は、本新株予約権の割当日から4取引日以内に割当予定先に対して本新株予約権の取得を通知することができ、当該通知により当社は新株予約権を当社普通株式の時価相当額で取得することができます。取得時の時価は、当社取締役会が定める取得日の10取引日前から取得日の前取引日までの10連続取引日におけるVWAPの単純平均値（但し、VWAPが算出されない日は除きます。）に100を乗じた価額（1円未満端数切捨て）とされています。
  - 取得時の時価と発行価額の差額は当社の損益計算書上、新株予約権の取得時より特別損益として計上されます。
- ④ 新株予約権の強制行使
- 第三者割当て契約に基づき、割当予定先は、当社から③の本新株予約権の取得通知を受領していない限り、原則として、新株予約権の割当日から6取引日目の日に新株予約権を全て一括して行使するものとします。
  - 当社が本新株予約権の取得を希望する場合には、③の本新株予約権の取得条項を行使することで、本新株予約権が行使される前に、本新株予約権を全て取得することができます。
- ⑤ 譲渡制限
- 本新株予約権には譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者への譲渡は行われません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

#### (2) 他の資金調達方法との比較

当社は、本件の資金調達を行うために、様々な資金調達の見込先と多様な資金調達方法を検討いたしました。公募増資、第三者割当て増資、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）、借入れ等の各種資金調達方法には下記のデメリットがある一方、割当予定先より提案を受けた本スキームは、当社株式の流動性を最大限利用することができ、かつ足元の資金ニーズを即時に満たすことが可能となるというメリットを有しており、当社の資金ニーズを即時に満たしうる、現時点における最良の資金調達方法であると判断いたしました。

- ① 公募増資及び株主割当増資による新株の発行は、調達に要する時間及びコストの負担が本スキームより大きいこと、また1株当たり利益の希薄化を一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、発行決議のタイミングについても、本スキームに比べて柔軟に決定することができず、機動性に欠けます。
- ② 第三者割当増資は、当社の株主構成及び会社経営・支配権に割当先からの影響を及ぼされると考えられること、また即時の株式発行を伴うものであり、上記の公募増資同様将来の1株当たり利益の希薄化を一時に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考えます。
- ③ MSCB は、発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、希薄化率が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ④ 借入れによる資金調達は、調達予定金額全額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれます。

以上の理由により、当社は、本スキームが現時点における最良の資金調達方法であると判断しております。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額

① 本新株予約権に係る調達資金	1,542,447,621円
本新株予約権の払込金額の総額	1,541,806,721円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	640,900円
② 発行諸費用の概算額	4,000,000円
③ 差引手取概算額	1,538,447,621円

- (注) 1. 本新株予約権の払込金額の総額は、平成26年12月9日から平成26年12月22日までのVWAPの単純平均値(ただし、VWAPが算出されない日は除きます。)が、平成26年12月5日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額と仮定して計算された金額です。
2. 当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ソーシャルゲームの開発費用	1,538	平成27年1月～ 平成27年12月

- (注) 1. 具体的な使途について、ソーシャルゲームの開発費用として、開発に係る人件費、外注委託費、サーバー費用、広告費等を予定しています。
2. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額」に記載のとおり1,538,447,621円です。
3. 調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、銀行預金にて管理することといたします。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による新株予約権の行使による調達資金を、上記「4. (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の具体的な使途に充当することで、ソーシャルゲーム市場におけるシェア拡大及び当社の企業価値の向上、ひいては株主価値の増加につながるものと考えております。したがって、当該資金の使途には合理性があるものと判断しております。

また本新株予約権における資金使途は、前回新株予約権により調達する資金の使途(以下「前回資金使途」といいます。)とは異なるものであり、本新株予約権によって調達した資金を前回資金使途に充当することはありません。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される

第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区）（以下「赤坂国際会計」といいます。）により作成された評価書（以下「本評価書」といいます。）における評価額を参考に、当該評価額の水準を下回らない範囲で、割当予定先と協議を行い、本新株予約権の1個当たりの払込金額を発行決議日の翌取引日から発行決議日の10取引日後までのVWAPの単純平均値の93.5%相当額から1円を差し引いた値に100を乗じた金額（1円未満端数切捨て）といたしました。

赤坂国際会計は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ等に関する前提、当社の資金調達需要、並びに割当予定先の権利行使行動及び株式売却行動に関する一定の前提（出来高の一定の範囲内で株式売却を実施するという当社株式の流動性に起因する制限についての仮定に基づき、借株を行い、一定期間にわたり市場等で株式売却を実施することを含みます。また、当社が取得条項による本新株予約権の取得を実施した場合には、当該取得代金により割当予定先が普通株式を市場等で買付けするものと想定しており、割当予定先に帰属する経済価値は新株予約権の権利行使により普通株式を発行された場合と同等であることを前提としています。）を置き、割当予定先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準（割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準）を仮定して、本新株予約権の発行要項及び第三者割当て契約で定められた各条件（本新株予約権の行使価額が1円である点を含みます。）を考慮のうえ、本新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、また、別記「3.（1）資金調達手法の概要」に記載した本スキームの内容や本スキームの特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額の算定方法が合理的であると判断しました。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は、新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられること、及び本件における算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられることから、本評価書において置かれている前提条件及び適用されたパラメーターの適切性・合理性等が認められれば、本評価書における本新株予約権の評価単価の算定結果に依拠できるものと考えられることができること、また、赤坂国際会計は、①当社と顧問契約関係がなく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること及び②本スキームに関して割当予定先とは契約関係にない独立した立場で本評価書を提出していると認められることから、本評価書の作成自体については、公正性を疑わせる事情はないことを前提に、前提条件及び適用されたパラメーターの適切性・合理性等を検討し、これらが合理的ないしは適切であると判断し、本スキームの内容や本スキームの特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利でなく、この点について適法と判断しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は合計640,900株（議決権数6,409個）であり、平成26年12月5日現在の当社発行済株式総数12,818,400株（議決権数113,214個）を分母とする希薄化率は5.0%（議決権の総数に対する割合は5.7%）に相当します。しかしながら、今回の資金調達により、上記記載の通り、新規に開発・リリースを予定しているソーシャルゲームにより企業価値の向上を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

また、①当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であり、さらに、②本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計640,900株に対し、当社株式の過去3ヶ月間における1日当たり平均出来高は607,450株であり、一定の流動性を有しており、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	UBS AG London Branch		
(2) 所 在 地	連合王国 EC2M 2PP ロンドン フィンスバリーアベニュー 1 (1 Finsbury Avenue, London, EC2M 2PP, United Kingdom)		
(3) 代表者の役職・氏名	最高経営責任者(CEO) セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)		
(4) 事 業 内 容	投資銀行業務及び証券業務		
(5) 資 本 金	42,179 百万スイス・フラン (連結、平成 25 年 12 月 31 日時点)		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 53 年 2 月 28 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	3,842,002,069 株 (平成 25 年 12 月 31 日時点)		
(8) 決 算 期	12 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	60,205 名 (グループ全体、平成 25 年 12 月 31 日時点)		
(10) 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	-		
(12) 大株主及び持株比率	チェース・ノミニーズ・リミテッド (11.73%) シンガポール政府投資公社 (6.39%)		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当該会社が平成 26 年 12 月 5 日現在、当社の普通株式 2,100 株 (発行済み株式数の 0.01%) を保有しているほか、当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社と当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万スイス・フラン。特記しているものを除く)			
決算期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
連 結 純 資 産	48,530	45,895	48,002
連 結 総 資 産	1,416,962	1,259,232	1,009,860
1 株当たり連結純資産 (スイス・フラン)	12.95	12.25	12.74
連 結 営 業 収 益	27,788	25,443	27,732
連 結 当 期 純 損 益	4,406	△ 2,235	3,381
1 株当たり連結当期純利益 (スイス・フラン)	1.08	△ 0.67	0.83
1 株当たり配当金 (スイス・フラン)	0.10	0.15	0.25
(単位：百万円。換算レートは 1 スイス・フラン 123.45 円(平成 26 年 12 月 5 日の仲値)です。特記しているものを除く)			
決算期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
連 結 純 資 産	5,991,028	5,665,737	5,925,846
連 結 総 資 産	174,923,958	155,452,190	124,667,217
1 株当たり連結純資産 (円)	1,598	1,512	1,572
連 結 営 業 収 益	3,430,428	3,140,938	3,423,515
連 結 当 期 純 損 益	543,920	△ 275,910	417,384
1 株当たり連結当期純利益 (円)	133	△ 82	102
1 株当たり配当金 (円)	12	18	30

(注) なお、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討して参りましたが、UBSグループ（UBSとその関係会社であるUBS証券株式会社を総称して「UBSグループ」といいます。）であるUBS証券株式会社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、足元の資金調達ニーズに対応することができ、且つ株価動向等に応じた機動的な資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。また、UBSグループは、①当社のニーズを充足するスキームの提供を含め、多様な金融商品を持ち、且つ新株予約権の買取業務において多くの実績を残していること、②国内外の顧客基盤が充実しており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③IRサポート業務を含めた総合的なサービスの提供を行うことができること等を総合的に勘案し、UBSを割当予定先として決定いたしました。

本新株予約権の募集に関連して、当社はUBSに対して、第三者割当て契約締結日以降、割当日から90日間が経過した日までの間、UBSの事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行（株式分割及び株式無償割当てを含みません。）若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。但し、発行会社が本新株予約権の発行要項第13項に基づく発行会社による本新株予約権の取得を行う場合は、取得日以降この限りではありません。「ロックアップ対象有価証券」とは、当社の普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び発行会社の普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られません。）をいいますが、かかる普通株式及び有価証券のうち、(イ)当社及び当社の子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ロ)第三者割当て契約の締結日において既に発行されている新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ハ)資本提携契約に伴って実施される第三者割当てにより発行又は処分されるもの、並びに(ニ)本件第三者割当て及び本新株予約権の行使に関連して発行又は処分されるものを除きます。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるUBS証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権については、当社が割当日から4取引日以内に本新株予約権の取得通知を行って取得するか、原則として新株予約権の割当日から6取引日目の日に一括して行使されるため、割当予定先は本新株予約権を長期間保有することは予定されていません。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、株券貸借契約に基づきUBS証券株式会社を介して当社役員に返却を行うため、保有することはないとのことですが、新株予約権の割当日から6取引日目の日までに貸株を使ったヘッジ売りをしなかったために本新株予約権の行使後に保有することとなった当社普通株式については、長期保有する意思を有しておらず、市場動向、投資家需要を勘案しながら売却する予定である旨聞いております。割当予定先であるUBSは、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡できません。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先において本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び行使に要する資金は確保されている旨の報告を、本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者から口頭で受けるとともに、割当予定先であるUBSの本店であるUBS AGの平成26年12月期の第3四半期決算報告書記載の平成26年9月30日現在の連結財務諸表から、純資産額は50,824百万スイス・フラン及び現預金は108,745百万スイス・フラン（それぞれ約6兆2,742億円、約13兆4,245億円、換算レート1スイス・フラン123.45円（平成26年12月5日の仲値））と確認しているほか、当該資金の払込みについては第三者割当て契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

## (5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、割当予定先の関係会社であるUBS証券株式会社は、当社の大株主である当社代表取締役社長小淵宏二との間で、平成26年12月8日に当社普通株式合計640,900株を借り受ける株式貸借契約を締結する予定です。

当該株式貸借契約において、UBS証券株式会社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を割当予定先が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付けに限り、これ以外の空売りを行わない旨合意しております。



#### (6) 割当予定先の実態

割当予定先であるUBSの本店であるUBS AGは、その株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority(FINMA)）の監督及び規制を受けております。また、割当予定先は、英国金融サービス機構（Financial Services Authority）の監督及び規制を受けております。

当社は、連邦金融市場監督機構ホームページ、英国金融サービス機構ホームページ、UBS AGのアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容を踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切関係ないことを確認しております。

#### (7) その他

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生を条件とする、下記の内容を含む第三者割当て契約を締結いたします。なお、詳細に関しましては、別記「3. (1) 資金調達手法の概要」をご参照ください。

- ① 取得条項
- ② 強制行使
- ③ 譲渡制限及び地位譲渡

#### 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成26年9月30日現在）		
氏名又は名称	所有株式数（株）	持株比率（%）
小淵 宏二	4,175,000	32.57
田澤 知志	1,020,000	7.95
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	242,300	1.89
株式会社SBI証券	121,400	0.94
野村証券株式会社	101,500	0.79
MSCO CUSTOMER SECURITIES	78,129	0.60
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	73,600	0.57
大和証券株式会社	65,400	0.51
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSCB	60,451	0.47
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	59,240	0.46

(注) 1. 上記の所有株式数につきましては、平成26年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準としております。

2. 上記の持株比率は、少数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

3. 別記「7. (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、株券貸借契約に基づき当社役員に返却を行うため、長期間保有する意思を有しておりませんので、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持分比率」は表示しておりません。

4. 上記のほか、当社は自己株式1,493,400株を保有しております。

#### 9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成27年3月期当社連結業績に与える影響は、軽微であります。

#### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行規模は、別記「6. (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成26年12月5日現在の総議決権数に対して最大5.7%の希薄化であり、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者からの当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

## 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	8,935百万円	13,878百万円	23,352百万円
営業利益	1,955百万円	1,923百万円	4,227百万円
経常利益	1,955百万円	1,937百万円	4,253百万円
当期純利益	1,139百万円	1,176百万円	2,698百万円
1株当たり当期純利益	89.66円	101.03円	238.65円
1株当たり配当金	15円	15円	20円
1株当たり純資産	201.48円	237.70円	461.25円

(注) 1. 平成25年4月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っており、上記に表示された1株当たり当期純利益、1株当たり配当金及び1株当たり純資産を遡及して表示しております。

2. 平成26年3月期より連結財務諸表を作成しておりますので、平成26年3月期の業績については連結数値を、平成25年3月期以前の業績については単体数値を記載しております。

### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,818,400株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,446,800株	19.1%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,446,800株	19.1%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

### (3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,818,400株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	3,087,700株	24.1%

(注) 上記潜在株式数は、前回新株予約権並びに本新株予約権に係る潜在株式数に、当社役員向けの新株予約権に係る潜在株式数1,165,000株を加えたものであります。

### (4) 最近の株価の状況

#### ① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始値	728円	1,030円	1,615円
高値	1,589円	2,053円	7,380円
安値	643円	416円	1,406円
終値	1,039円	1,635円	4,625円

(注) 平成25年4月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っており、上記に表示された株価は全て株式分割調整後の価額を遡及して表示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成26年 7月	平成26年 8月	平成26年 9月	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月
始 値	4,270円	3,705円	3,060円	2,404円	2,099円	2,451円
高 値	4,340円	3,765円	3,060円	2,669円	2,860円	2,740円
安 値	3,675円	2,780円	2,433円	1,902円	1,985円	2,405円
終 値	3,770円	3,060円	2,438円	1,985円	2,479円	2,574円

(注) 平成26年12月の株価については、平成26年12月5日現在で表示しております。

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成26年12月5日
始 値	2,480円
高 値	2,600円
安 値	2,470円
終 値	2,574円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第9回新株予約権（第三者割当て）

割当日	平成26年3月7日
資金調達額	5,009,411,379円（差引手取概算額）
発行価額	新株予約権1個につき2,090円
募集時における発行株式数	12,818,000株
当該募集による潜在株式数	640,900株（当初行使価額における潜在株式数）
割当先	UBS AG London Branch に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	すべて未行使（残存新株予約権数6,409個）
発行時における当初の 資金使途・支出予定時期	平成26年3月から平成28年9月における、①海外展開及び開発体制強化等を目的とした、ソーシャルゲーム企業又は当社の事業拡大及び競争力強化を加速度的に進める上での有力な企業とのM&A、資本・業務提携関連費用、②ソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る国内外の知的財産権の取得費用、③ソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る大規模プロモーション等のマーケティング活動費用に充当する予定です。
現時点における充当状況	すべて未行使のため、該当事項はありません。

第10回新株予約権（第三者割当て）

割当日	平成26年3月7日
資金調達額	10,001,656,931円（差引手取概算額）
発行価額	新株予約権1個につき1,500円
募集時における発行株式数	12,818,000株
当該募集による潜在株式数	640,900株（当初行使価額における潜在株式数）
割当先	UBS AG London Branch に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	すべて未行使（残存新株予約権数6,409個）
発行時における当初の 資金使途・支出予定時期	平成26年3月から平成28年9月における、①海外展開及び開発体制強化等を目的とした、ソーシャルゲーム企業又は当社の事業拡大及び競争力強化を加速

	度的に進める上での有力な企業とのM&A、資本・業務提携関連費用、②ソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る国内外の知的財産権の取得費用、③ソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る大規模プロモーション等のマーケティング活動費用に充当する予定です。
現時点における充当状況	すべて未行使のため、該当事項はありません。

以上

## クルーズ株式会社第11回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
クルーズ株式会社第11回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間  
平成26年12月25日
3. 割当日  
平成26年12月25日
4. 払込期日  
平成26年12月25日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式640,900株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。
  - (2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。  
  
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
  
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数  
6,409個
8. 各本新株予約権の払込金額の総額  
上記第7項に定める本新株予約権の総数に下記第9項に定める各本新株予約権の払込金額を乗じた金額とする。
9. 各本新株予約権の払込金額  
平成26年12月9日から平成26年12月22日までの各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の単純平均値（ただし、VWAPが算出されない日は除く。）の93.5%から1円を差し引いた値に100を乗じた金額（1円未満端数切捨て）とする。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
11. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成27年1月7日から平成27年2月6日とする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得  
当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日（当日を含まない。）後、4取引日目の日までに、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり、取得日（当日を含まない。）の10取引日前から取得日の前取引日までの10連続取引日におけるVWAPの単純平均値（ただし、VWAPが算出されない日は除く。）に100を乗じた価額（1円未満端数切捨て）で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の

定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第9項に定められた金額とした。
18. 行使請求受付場所  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
19. 払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 麹町支店
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
21. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
22. その他
  - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以上